

令和7年10月21日開会
令和7年10月21日閉会

第801回湯川村農業委員会
定例総会議録

湯川村農業委員会

第801回湯川村農業委員会会議録

第801回湯川村農業委員会定例総会を令和7年10月21日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（8人）・出席推進委員（6人）

1番	小沼幸子	2番	佐藤敬一
3番	山田誠一郎	4番	兼子房男
5番	山口栄子	6番	真壁澄男
7番	中島仁	8番	高木伸也
10番	渡部正美	11番	三瓶恵美
12番	吉田守	13番	高橋勝彦
14番	中島和裕	15番	大場忠重

2. 欠席農業委員（0人）・欠席推進委員（1人）

9番 鈴木明美

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大場祐一 永島真弓

4. 本日の会議の案件

議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第23号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

5. 会議の概要

（午前9時開会）

議長 おはようございます。昨日村内を回ってみたところ秋の収穫もほぼ終わっている状態が見られました。ただ田んぼの跡を見ますとだいぶ苦労されたんだなという状態がいっぱいありました。夏は雨が降らなくて少しでも雨が降ってほしいと思っておりましたが、収穫の時期になると1日おきに雨が降ってなかなか作業が捲らなかったという状態だったんじゃないかなと思います。怪我もなく無事終了できることを願っております。また、先日の新米祭には大変お忙しい中、お手伝いいただきましてありがとうございました。おかげさまで盛大に終わることができました。豚汁が美味しいということで食べに行った方が美味しいと言っており評判になっておりました。職員の方々大変だったと思います。毎日テレビで放送されており、湯川村の防災無線でも放送されておりますが、熊の被害が大変多くなっております。十数年に一度の異常事態ということで、県の方では非常に心配して取り掛かっているということですが、湯川村でも勝常地区の方に足跡があつたり、浜崎の方に出たりなど情報があります。皆さんの部落の中でやはり茂みがあるというのが

一番恐いところかなと思いますので、どうか地区の方々と草刈りなどをしながら十分に熊には出会わないように注意していただければ思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、欠席の報告を受けておりません。農地利用最適化推進委員については、9番委員から欠席の報告を受けております。農業委員8名中8名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議長 只今より第801回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に2番委員と3番委員の両名にお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。本案件については、私の家族に関する事案でありますので、農業委員会法第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、退席させていただきます。

議長代理 会長が「議事参与の制限」のため退席しておりますので、農業委員会法第5条第5項の規定に基づき、職務代理者である私が会長の職務を代理し、議長として議事を進行いたします。

議案第22号について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長代理 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第22号を朗読。続けて3ページ以降を別紙により説明。

権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人については、[REDACTED]集落の[REDACTED]さん、譲受人は[REDACTED]さんです。

申請地は大字[REDACTED]で合計面積は[REDACTED]m²です。

申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。参考として10aあたりの対価を記載しております。[REDACTED]の農作業従事の状況は男性[REDACTED]名、女性[REDACTED]名のうち農業専従者

■名、農業補助者■名であります。譲受人は農地を所有しておりませんが会社敷地内にて 200～300 個の大型プランターにより長ネギを栽培しております。試作期間は約 10 年で、現時点でも年間 150 日以上の農作業を行っており、今後も農業経営に必要な農作業に常時従事することが見込まれます。また、農業機械については、トラクター 2 台、管理機 2 台を導入予定です。その他にも長ネギ用の自動収穫機・皮むき機・根及び葉切り機・包装用機械など本格的な出荷に向けて機械の導入計画があります。今回取得の農地には 8 棟のハウスを建てて栽培するとのことで、会社に隣接している農地であるため譲受人が所有耕作することは、農作業の効率化および周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと認められます。ここまで説明が農地法 3 条の許可要件である全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件の確認でしたが、今回は法人としての農地取得であるため、農地所有適格法人としての要件を満たしているか否かの確認も必要になります。農地所有適格法人として認められるためには、農地法第 2 条第 3 項に規定される 4 つの要件を満たす必要があります。1 つ目の「法人形態要件」ですが、特例有限会社という形態であり、これは提出された履歴事項全部証明書・定款により確認できているため、要件を満たしております。2 つ目の「事業要件」ですが、会社としての主たる事業が農業および農業関連事業かどうかということです。過去 3 年分の売上高と農業関連事業が占める割合を確認しますとその割合が過半を占めておりましたので、要件を満たしております。3 つ目の「議決権要件」ですが、農業関係者が総議決権の過半数を有することが要件とされており、■の場合、議決権を有する■名、代表取締役■株・■株・■株のうち 80% を占める■と■が 150 日以上の農業従事者となっているため、要件を満たしております。最後に 4 つ目の「役員要件」ですが、理事等の過半がその法人の農業に常時従事する必要がございます。登記に記載されている役員は代表取締役 1 名のみでしたが、150 日以上の農業従事者であったため、要件を満たしております。以上のことから■は農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると判断します。

申請地の場所につきましては、4 ページに位置図、5 ページには公図を添付しております赤色の枠の部分でございます。なお、■の畑については、露地栽培を予定していますが、土づくりに 2～3 年はかかるようです。ハウスの長ネギと並行して土づくりも行っていくということで確認しております。

議案第 22 号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第 3 条第 2 項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長代理
3 番委員

只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。
別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現

地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議長代理 ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長代理 質疑を打ちります。意見を徴します。

14番委員 議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議長代理 これより、議案第22号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長代理 ご異議なしと認めます。これより議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長代理 議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

████████の入室を許可します。

████████、ただいまの議案第22号については、原案のとおり決定されましたので報告いたします。

それでは、議長の任を ██████████にお返しいたします。

小沼会長 ありがとうございます。

議長 日程第4、議案第23号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第23号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議案書6ページにより朗読。今回は新規2件、再設定4件です。7ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。

再設定の案件のうち申請番号1番と4番は農業委員会を通した集積計画における利用権設定をしており、令和7年11月30日・12月31日にそれぞれ期間満了を迎えるため、農地バンクを介した貸し借りに移行するものです。申請番号1番は10年間、申請番号4番は5年間で締結しております。同じ再設定の案件でも申請番号2番と3番は10年前に行った農地バンクを介した貸し借りに関する契約の更新になります。████████集落と████████集落は今年度期間満了を迎えるため、来月以降も案件として挙がってくると思います。

では、新規の案件についてご説明いたします。

12ページをお開きください。申請番号5番について、土地の所在は、大字████████です。出し手となる農地所有者は

集落の [REDACTED] さん、受け手となる農地借受者は [REDACTED] 集落の [REDACTED] さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っており、対価は田 10 aあたり [REDACTED] 円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 1 月 1 日、終期は令和 17 年 12 月 31 日の 10 年間です。促進計画は福島県の公告となり、令和 7 年 11 月 28 日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあとおりでございまして、認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。田植え・草刈り・水管理はこれまで自分で行つてきましたが、数年前に体調を崩してから作業が遅くなってしまったため、離農することにしたという状況です。

13 ページ、申請番号 6 番について、土地の所在は、[REDACTED]
[REDACTED] です。出し手となる農地借受者は [REDACTED] 集落の [REDACTED] さん、受け手となる農地借受者は [REDACTED] 集落の [REDACTED] さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10 aあたり [REDACTED] 円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 1 月 1 日、終期は令和 17 年 12 月 31 日の 10 年間です。促進計画は福島県の公告となり、令和 7 年 11 月 28 日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあとおりでございまして、認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。これまで機械作業は同じ集落の方に作業委託し、水管理や草刈り等は自分で実施してきたそうですが、委託先の機械の調子も悪く、自分自身も高齢になってきたため、離農することにしたそうです。14~15 ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、16~17 ページには農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

7 ページにあります貸付相手に関する要件の 2 の (1) の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議長 議案第 23 号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願ひいたします。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 特になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第 23 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第 23 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第801回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第22号 原案のとおり決定

議案第23号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議長 全議事の終了を告げ、令和7年10月21日午前9時28分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年11月20日

湯川村農業委員会

会長

2番委員

3番委員